

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

	ページ
◇ 規 則	
○ 北九州市事務分掌規則の一部を改正する規則【総務局人事部人事課】	3
◇ 訓 令	
○ 北九州市副市長以下専決規程の一部を改正する訓令【総務局総務部文書課】	4
◇ 公 告	
○ 特定調達契約の落札者の決定【保健福祉局保健衛生部食肉センター】	5
○ 業務委託契約に係る一般競争入札の公告【財政局税務部固定資産税課】	6
○ 都市公園の供用開始【建設局公園緑地部公園管理課】	9
○ 簡易公募型プロポーザル方式に係る手続の開始【環境局環境未来都市推進部地域エネルギー推進課】	10
◇ 病 院 局	
○ 北九州市病院局職員就業規程及び北九州市病院局職員給与規程の一部を改正する規程【病院局総務課】	13

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市事務分掌規則の一部を改正する規則

産業経済局に公営企業設置準備室を新設することにしました。

この規則は、平成29年10月1日から施行することにしました。

北九州市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 9 月 29 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 49 号

北九州市事務分掌規則の一部を改正する規則

北九州市事務分掌規則（昭和 43 年北九州市規則第 75 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条産業経済局の項に次のように加える。

公営企業設置準備室

第 3 条産業経済局の項に次のように加える。

公営企業設置準備室

(1) 室の庶務に関すること。

(2) 競輪競艇に係る公営企業の設置準備に関すること。

第 7 条中「食の魅力創造・発信室次長」の次に「、公営企業設置準備室次長」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

(北九州市会計規則の一部改正)

2 北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務の項中

「

		競輪事務所	競輪事務所長		を
--	--	-------	--------	--	---

」

「

		競輪事務所	競輪事務所長	に
	公営企業設置準備室	公営企業設置準備室	次長	

」

改める。

北九州市訓令第5号

庁中一般

北九州市副市長以下専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年9月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市副市長以下専決規程の一部を改正する訓令

北九州市副市長以下専決規程（昭和43年北九州市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1の部長の欄中「食の魅力創造・発信室長」を「食の魅力創造・発信
公営企業設置準備室
室長」に改め、同表の課長の欄中「食の魅力創造・発信室次長」を「食の魅力
長」
公営企業
創造・発信室次長
設置準備室次長」に改める。

付 則

この訓令は、平成29年10月1日から施行する。

北九州市公告第690号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成29年9月29日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
北九州市立食肉センター電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市保健福祉局保健衛生部食肉センター
北九州市小倉北区末広二丁目3番7号
- 3 落札者を決定した日
平成29年9月5日
- 4 落札者の名称及び住所
サミットエナジー株式会社
東京都千代田区内神田二丁目3番4号
- 5 落札金額
3,577万764円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成29年7月14日
- 8 落札方法
最低価格による。

北九州市公告第691号

一般競争入札により、平成29年度（平成30年度向け）償却資産申告書封入封かん等業務の委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成29年9月29日

北九州市長 北 橋 健 治

1 委託内容

- (1) 業務名 平成29年度（平成30年度向け）償却資産申告書封入封かん等業務一式
- (2) 業務内容等 入札説明書及び仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 平成29年10月31日から同年12月18日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) この公告の日前5年間に、個人情報に記載された書類の封入、封かん等の業務を地方公共団体等の官公庁から受託した実績があること。
- (4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマークを付与されている者であること。
- (5) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札の場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時
ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市財政局税務部固定資産税課

イ 日時 公告の日から平成29年10月10日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで。ただし、10月10日は午前11時30分まで。

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所本庁舎地下2階第5入札室

イ 日時 平成29年10月11日午前10時

(4) 仕様書等に対する質問

仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり書面により提出すること。なお、書面は電送によるものも受け付ける。

ア 場所 第1号アの場所と同じ。

イ 期限 平成29年10月12日午後4時30分までに必着のこと。

ウ 質問書に対する回答書は、入札説明会に参加した者に平成29年10月13日午前11時30分までに電送する。

4 競争参加資格確認の申請及び競争参加資格の確認

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期日までに、下記のア及びイの競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出し、確認を受けなければならない。

ア 提出書類一覧表（物品用）

イ 指名実績（第3号様式） 第2項第3号に該当する実績を明記し、履行を確認することができる書面又は契約書の写しを添付すること。

(2) 申請書等の提出

ア 資料の様式は、北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードして使用すること。

北九州市技術監理局契約部ホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/>

イ 提出期間 公告の日から平成29年10月10日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで。ただし、10月10日は午前11時30分まで。

ウ 提出場所 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市財政局税務部固定資産税課

エ 提出方法 資料は持参するものとする。

(3) 競争入札参加資格の確認の結果は、平成29年10月10日午後
に通知する。

(4) その他

ア 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された資料は、返却しない。

5 入札及び開札の場所及び日時

(1) 場所 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第5入札室

(2) 日時 平成29年10月17日午前10時

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札金額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条
第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25
条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(2) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

(3) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲
内で最低の価格をもって入札を行ったものを落札者とする。

(4) 内訳書の提出

入札者は、入札書に記載した金額に対応する内訳書を入札書とは別に提
出しなければならない。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在
地等

北九州市財政局税務部固定資産税課

〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号

電話 093-582-3210

ファクシミリ 093-582-8611

北九州市公告第692号

都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により、次のとおり公告する。

平成29年9月29日

北九州市長 北 橋 健 治

1 供用を開始する都市公園の名称、位置及び区域

公園番号	名 称	位 置	区 域
4798	北九州市立市瀬一丁目中公園	北九州市八幡西区市瀬一丁目9番	北九州市八幡西区市瀬一丁目9番の一部

2 供用開始の期日

平成29年9月29日

なお、供用開始に係る区域を示す図面を、北九州市建設局公園緑地部公園管理課において公告の日から2週間一般の縦覧に供する。

北九州市公告第693号

次のとおり応募者に資格条件を付与した簡易公募型プロポーザル方式に係る
手続を開始する。

平成29年9月29日

北九州市長 北 橋 健 治

1 業務概要

- (1) 業務名 風力発電産業における人材育成プログラム検討調査業務
- (2) 業務内容 本市における風力発電に関する求められる人材像を調査・検討し、人材育成プログラム案を作成するもの。
- (3) 履行期間 契約締結日から平成30年3月30日まで

2 参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項並びに北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号）第7条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (2) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 次の申立てがなされていないこと。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の申立て
- (4) 次のいずれかに該当しないこと。
 - ア 役員等（役員及び従業員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。）であると認められる者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不当な利益を得る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の活動又は運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に不適切な関係を有していると認められる者

カ 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。

(5) 法人税及び事業所所在地における地方税（法人住民税、事業税等）が未納でない者

(6) 受託候補者に選定された場合、履行期限内に当該業務の履行完了が可能な体制にあり、調査提案書提出時の総括責任者が当該業務を担当できること。

3 受託候補者を選定するための評価基準

(1) 業務実績

(2) 業務実施体制

(3) 調査提案書内容

ア 北九州市内の風力発電関連企業及び市内大学等への風力発電に関する求められる人物像についてアンケート及びヒアリング調査

イ 人材育成プログラム案の作成

(4) 工程管理その他

ア 工程管理

イ その他事項

4 手続等

(1) 担当部局

北九州市環境局環境未来都市推進部地域エネルギー推進課

北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2238

(2) 説明書の交付場所、交付期間及び交付方法

ア 交付場所 第1号に同じ。

イ 交付期間 公告の日から平成29年10月16日正午まで（日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで。

ウ 交付方法 無償にて交付。なお、説明書の郵送又はFAXによる入手申込みは認めない。

(3) 説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所本庁舎地下2階第2入札室

イ 日時 平成29年10月3日午前10時

(4) 審査会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所本庁舎3階32会議室

イ 日時 平成29年10月17日（時間は別途連絡）

(5) 応募書類の提出場所、提出期限及び提出方法

ア 提出場所 第1号に同じ。

イ 提出期限 平成29年10月16日 正午まで

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送は書留郵便に限る。提出期限までに必
着のこと。）

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 第4項第1号に同じ。

(4) 詳細は説明書による。

北九州市病院局管理規程第47号

北九州市病院局職員就業規程及び北九州市病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年9月29日

北九州市病院局長 古川 義彦

北九州市病院局職員就業規程及び北九州市病院局職員給与規程の一部を改正する規程

(北九州市病院局職員就業規程の一部改正)

第1条 北九州市病院局職員就業規程(昭和43年北九州市病院局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1の 医療センター の項中
八幡病院

医療センターの抗がん剤調製室勤務の薬剤師並びに中央検査室及び一般検査室勤務の臨床検査技師	早出	午前7時 45分	午後4時 15分	勤務時間中に45分とし、その制限は所属長が定める。	日曜日及び土曜日	区分の指定は、所属長が行う。
	中出	午前8時	午後4時 30分			
	遅出	午前8時 30分	午後5時			

八幡病院の小児科勤務の医師	A	午前8時 30分	午後5時	勤務時間中に45分とし、その制限は所属長が定める。	4週間を通じ8日所属長の指定する日	区分の指定は、所属長が行う。
	B	午後1時	午後9時 30分			
	C	午後2時 30分	午後11時			
	D	午後4時 30分	翌日午前1時			

	E	午後 4 時 3 0 分	翌日午前 9 時 3 0 分	勤務時 間中に 1 時間 3 0 分 とし、 その時 限は所 属長が 定める 。		
医療セン ターの抗 がん剤調 製室勤務 の薬剤師 並びに中 央検査室 及び一般 検査室勤 務の臨床 検査技師	早出	午前 7 時 4 5 分	午後 4 時 1 5 分	勤務時 間中に 4 5 分 とし、 その時 限は所 属長が 定める 。	日曜日 及び土 曜日	区分の 指定は 、所属 長が行 う。
	中出	午前 8 時	午後 4 時 3 0 分			
	遅出	午前 8 時 3 0 分	午後 5 時			

に、

「

	B	午後 4 時 3 0 分	翌日午前 9 時 3 0 分	勤務時 間中に 1 時間 3 0 分 とし、 その時 限は所 属長が 定める 。		
--	---	-----------------	----------------------	---	--	--

を

「

	B	午後 4 時 3 0 分	翌日午前 9 時 3 0 分	勤務時 間中に 1 時間 3 0 分 とし、 その時 限は所 属長が 定める 。		
医療セン ターの外 来勤務の 助産師、 看護師及 び准看護 師	A	午前 8 時 3 0 分	午後 5 時	勤務時 間中に 4 5 分 とし、 その時 限は所 属長が 定める 。	4 週間 を通じ 8 日所 属長の 指定す る日	区分の 指定は 、所属 長が行 う。
	B	午後 4 時 3 0 分	翌日午前 9 時 3 0 分	勤務時 間中に 1 時間 3 0 分 とし、 その時 限は所 属長が 定める 。		

に、

」

「外来勤務」を「八幡病院の外来勤務」に、「八幡病院の小児救急センター」を「小児救急センター」に改め、同表の注書に次の 1 項を加える。

4 八幡病院の小児科勤務の医師並びに医療センターの外来勤務の助産師、看護師及び准看護師について平成29年10月1日以後の4週間の計算するに当たっては、同日を初日とする。

(北九州市病院局職員給与規程の一部改正)

第2条 北九州市病院局職員給与規程(昭和43年北九州市病院局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

別表第6の夜間特殊業務手当の項中「勤務する薬剤師」を「勤務する医師、薬剤師」に改め、同項手当額の欄中「薬剤師、臨床検査技師又は診療放射

「医師

深夜の全部を含む勤務

1回につき8,900円

深夜の一部を含む勤務

深夜における勤務時間が4時間以上のとき

線技師」を 1回につき4,300円

深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満のとき

1回につき3,900円

深夜における勤務時間が2時間未満のとき

1回につき2,700円

薬剤師、臨床検査技師又は診療放射線技師」

「助産師、看護師又は准看護師

深夜における勤務時間が4時間以上のとき

1回につき3,300円

に、深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満のとき を

1回につき2,900円

深夜における勤務時間が2時間未満のとき

1回につき2,000円」

「助産師、看護師又は准看護師

深夜の全部を含む業務

1回につき6,800円

深夜の一部を含む勤務

深夜における勤務時間が4時間以上のとき に改める。

1回につき3,300円

深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満のとき

1回につき2,900円

深夜における勤務時間が2時間未満のとき

1回につき2,000円

」

付 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年10月1日から施行する。

(夜間特殊業務手当に関する経過措置)

2 第2条の規定による改正後の北九州市病院局職員給与規程別表第6の夜間特殊業務手当の項の規定は、この規程の施行の日以後に同項に規定する業務に従事した者について適用する。